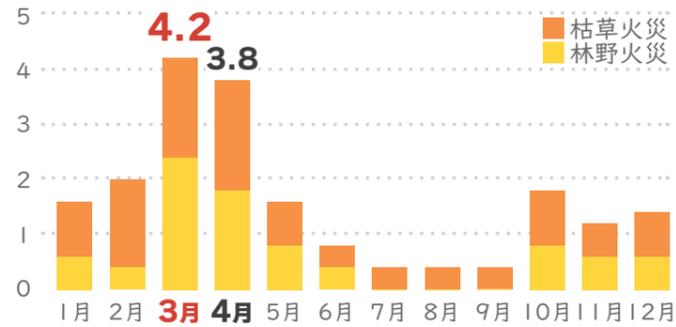
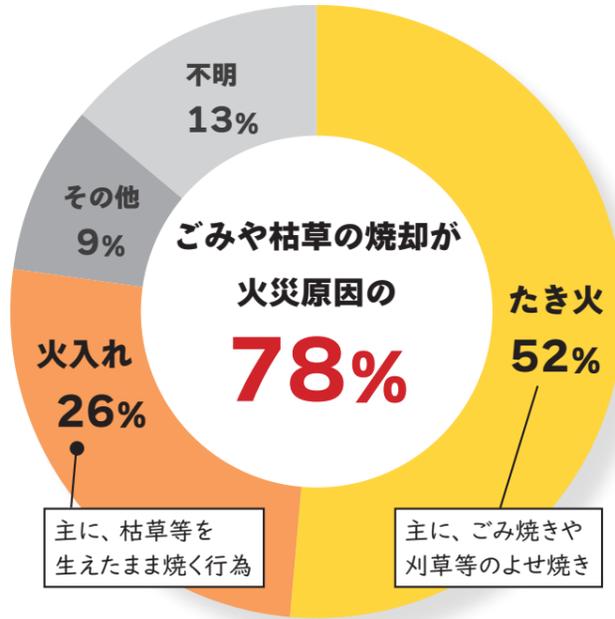


林野火災注意報・警報

春は、林野や枯草の火災が多数発生！
その原因の多くは、
ごみや枯草の焼却によるものです



■月ごとの林野・枯草の火災件数 (令和3~7年の平均値)



■林野・枯草火災の出火原因 (令和3~7年の平均値)

発令時に制限される6つのこと

●注意報発令時…努力義務

●警報発令時…義務 (次の行為をした場合、罰則があります)

発令情報や条例の
詳細はこちら▶



- 山林、原野などで火入れをしないこと
- 煙火(花火)をしないこと
- 屋外での火遊び、たき火をしないこと
- 屋外で引火性や爆発性のある物品、その他の可燃物の近くで喫煙をしないこと
- 山林、原野などで喫煙をしないこと
- 残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰、火の粉を始末すること



屋外での「ごみ焼き」は違法行為です！絶対にしないでください

☎日田玖珠広域消防組合 ☎22204

物価高騰対応「水道料金の負担軽減」に関するお知らせ

令和8年3月検針分から「水道基本料金の無償化」を実施します。毎月、検針時に配付する検針票《上下水道等使用量のお知らせ》を下記のとおり一部変更していますので、支払金額等は検針票をご確認ください。詳細▶



《上下水道等使用量のお知らせ》

検針日	令和8年3月17日
方書	
氏名	スイドウ ハナコ 様
お客様番号	11111111111-001
メータ番号	22B2222 口径 13
当月指針	R8. 3.17 111 m ³
前月指針	R8. 2.17 90 m ³
使用日数	28 日
旧メーター使用量	0 m ³
差引メーター(-)	0 m ³
加算メーター(+)	0 m ³
下水認定水量等	0 m ³

	使用量	使用料金
上水道	21 m ³	3,390 円
下水道	21 m ³	3,300 円
請求予定額	* 上水道基本料金を無償化した金額	
上水道使用料金	* 2,300 円	
うち消費税(10%)	* 209 円	
下水道使用料金	3,300 円	
うち消費税(10%)	300 円	
合計		5,600 円

「基本料金」を無償化(6か月分)

■対象 市と水道の給水契約をしている世帯・事業者 (公的機関を除く)

■期間 3月検針分(4月請求)~8月検針分(9月請求)

■申請手続 不要

※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

【無償化となる基本料金とは】

基本料金は、メーターの口径によって異なります。
《上下水道等使用量のお知らせ》でご確認ください。
(通常、一般家庭の口径は13mmで1,090円です)

口径	基本料金	基本水量
13mm	1,090円	8m ³ 以下
20mm	1,300円	
75mm	28,040円	

※月の途中で開栓・閉栓をしたときは、基本料金が半額になることがあります。

基本水量を超えた水量に対する料金(従量料金)と下水道使用料は、無償化の対象外です。

上水道のみ使用で
基本料金内の人へのご案内

水道のみ使用(下水道の使用がない)で、基本水量を超えていない場合は、請求金額が0円となるため、無償化の期間内は、納付書の発送による請求と口座振替は行われません。

☎経営管理課窓口 ☎2224 (市役所5階)

上下水道の手続は

電子申請対応の手続が増えて、もっと便利に!

いつでもどこでも
スマホで申請

☎上下水道局料金センター
☎2220 (市役所5階)
経営管理課窓口係
☎2224 (市役所5階)

電子申請が便利です!

- 開栓申込
上下水道を使い始めるとき
- 閉栓届出
上下水道の使用を停止するとき
3・4は、新しく電子申請ができるようになりました!
- 使用者名義変更等届出
使用者の名義変更、納付書の送付先変更、口座から納付書払いに変更するとき
- 地下水使用人数変更届出
地下水(井戸水)を使用している一般家庭の世帯人数が増員・減員したとき